

【記載例② 一括徴収する場合】

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

※市処理欄	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
-------	----------------------

(あて先) 島田市長	給与(特別徴収義務者)支払者	所在地 〒427-0042 島田市中央町5-1	特別徴収義務者指定番号 8300013
令和5年10月2日提出		フリガナ シマダカブシキガイシャ	宛名番号
		氏名又は名称 島田株式会社	所属 人事部
		個人番号又は法人番号 1234567890123	担連当絡者先 氏名 川根 三郎
			電話 (012) 345-6789 内線 ()

B欄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続きを済ませたうえで、給与所得者の一月一日現在の住所地(課税地)の市区町村長に送付してください。転勤、再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先でA欄までの部分を記入し、新勤務先に回送願います。新勤務先では、B欄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続きを済ませたうえで、給与所得者の一月一日現在の住所地(課税地)の市区町村長に送付してください。

「指定番号」「宛名番号」の欄には、通知書に記載された番号を必ず記入してください。

A欄

フリガナ カネヤ ジロウ	(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収月額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名 金谷 二郎		6月	10月	令和5年1月	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 育長期欠 5. 長所 6. 死亡 7. その他 (事由・理由)	2. 一括徴収 → (C欄記入)
生年月日 昭和55年4月1日		9月	5月	9月		1. 特別徴収継続 → (B欄記入)
個人番号 101234567890				29日		2. 普通徴収 (本人納付) → (D欄記入)
受給者番号(整理番号) 1						
1月1日現在の住所 〒427-0042 島田市中央町1-2						
異動後の住所 〒 同上	96,000円	32,000円	64,000円			

B欄

1. 特別徴収継続の場合	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分 (月10日頃納入期限分) から徴収し、納入するよう連絡済みです。
新しい勤務先(特別徴収義務者)指定番号 新規	法人番号
所在地 〒	担当者連絡先 所属 氏名 電話 内線 ()
フリガナ	受給者番号
氏名又は名称	納入書の要否(新規の場合のみ記載) 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

C欄

2. 一括徴収の場合	左記の一括徴収した税額は、 10月分(11月10日納入期限分)で納入します。
理由 1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 10月10日
	徴収予定額(上記(ウ)と同額) 64,000円

(注1) 12月31日以前の退職者についても、できるだけ一括徴収をお願いします。(退職後国外へ転出する場合は、特に御協力をお願いします。)
(注2) 1月1日から4月30日までに退職等した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。

D欄

3. 普通徴収の場合	※市処理欄
理由 1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	住民コード
	◎送付先 〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1 島田市役所 課税課 市民税担当 (電話 0547-36-7140)

◎死亡退職の場合は一括徴収できません。(相続人が納税義務を承継します。)